

修学支援新制度と職業実践専門課程の主要要件の比較

参考資料 2

(法律・省令)

(告示・実施要項)

高等教育の修学支援新制度		職業実践専門課程認定制度	
確認要件	(様式)	認定要件	(様式)
学校単位		学科単位	
1 実務経験教員等による授業科目配置 (時間制・昼間学科なら 80×修業年限) 単位時間	「学校名」、「設置者名」、「実務経験のある教員等による授業科目の数 (課程名・学科名・昼間夜間通信の別・授業時数・基準授業時数等)」、「一覧表の公表方法」等	1 修業年限 (2年以上)	「基本情報」、学則
2 学外者の理事の複数配置	「学校名」、「設置者名」、「名簿の公表方法」、「学外者理事の一覧 (常勤非常勤の別・前職又は現職・任期・役割)」	2 企業等連携による教育課程編成 (会議体設置)	「編成方針」、「委員会の位置付け」、「委員名簿」、「年間開催回数及び実績」、「意見の活用状況」、「委員選任理由」 <small>※学内での位置付けや企業等委員などの要件を満たしていることが必要。</small>
3 客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価の適正な管理	「学校名」、「設置者名」、「厳正活適正な成績管理の実施及び公表概要」、「授業計画書の公表方法」	3 企業等連携による実習等授業	「基本方針」、「連携内容」、「連携科目概要」、「連携企業等の選任理由」、「実習・演習の内容」、「連携科目概要」、「企業等との協定書」 <small>※必修又は選択必修であることが必要。</small>
① 授業計画書 (授業科目、授業の方法・内容、授業計画、成績評価の方法・基準等) の公表		4 修了要件 (昼間学科なら 1700時間以上)	「基本情報」、「授業科目一覧」、学則
② 学修成果の評価・履修認定		5 企業等連携による教員研修	「基本方針」及び「実績・計画」 <small>※計画に基づく研修であって、外部企業等と連携したものであることが必要。</small>
③ GPA等の設定・公表・運用、分布状況の把握		6 学校関係者評価結果の公表 (企業等の役職員の参画が必要) 【学校評価ガイドライン】	「基本方針」、「評価項目」、「意見の活用状況」、「委員名簿」、「学校関係者評価結果の公表方法等」、「委員選任理由」
④ 卒業認定方針の公表・卒業又は認定の実施			
4 公表	「学校名」、「設置者名」、「財務諸表等の公表方法」、「理事名簿の公表方法」		
① 財務諸表等			
② 役員名簿			
③ 学校関係者評価結果の公表	「自己評価の公表方法」、「学校関係者評価の基本方針」、「委員名簿」、「関係者評価の公表方法」		
【学校評価ガイドライン】	「第三者による学校評価」		

修学支援新制度と職業実践専門課程の主要要件の比較【続き】

(法律・省令)

(告示・実施要項)

高等教育の修学支援新制度		職業実践専門課程認定制度	
確認要件	学校単位 (様式)	認定要件	学科単位 (様式)
④その他学校・学科等の基本情報 (申請書に記載すべき情報)	(申請書への記載情報)	7 企業等への教育活動その他の 学校運営の情報提供 【情報提供ガイドライン】	「基本方針」、「公表項目」、「情報 提供方法」、「実際に情報提供して いる資料」
5 公表方法 (インターネット 等)	「HPアドレス等」、申請書をHPに掲 載し、毎年更新申請書を提出	8 認定課程の情報の公表 方法 (インターネット等)	公表用様式 (別紙様式 4) をHPに掲載し、毎年更新 ※別紙様式 4 は、推薦様式である別紙様式 1 - 1、様式 1 - 2 と同内容。
6 経営基盤	「学校名」、「設置者名」、「直前 3 年 度決算の経常収支差額」、「直前の 決算の運用資産 - 外部負債」、 「直近 3 年度の収容点充足率」、 「運用資産又は外部負債の勘定科 目一覧」等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><基本情報の項目> 学校名、設置認可年月日、校長名、学校所在地、設置者名、設 立認可年月日、代表者名、設置者所在地、分野、認定課程名、 認定学科名、専門士称号付与認定日、高度専門士称号付与認 定日、学科目的、修業年限、昼夜の別、修了時数又は単位及び 内訳 (講義、演習、実習等)、生徒総定員・実員・留学生数・専 任教員数・兼任教員数・総教員数、学期制度、長期休み、学修 支援、成績評価、卒業・進級条件、課外活動、就職等の状況卒 業者数、進学者数、就職者数、主な就職、就職指導内容、主な 学修成果、中途退学の状況 (中退率、理由、防止・支援策)、 経済的支援制度、第三者による学校評価、HPアドレス、担当者 名・連絡先</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><様式以外で添付を求める資料> 学則、組織図、委員会規程、教育課程編成委員会議事録、企業 等との協定書、研修規程、研修実績・計画、学校評価結果、公表 資料</p> </div>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><基本情報の項目> 学校名、種類 (専門学校)、所在地、校長名、設置者名、設置者所 在地、代表者名、申請書公表予定HP、各様式担当者名・連絡先、学校等 情報 (分野、課程名、学科名、専門士、高度専門士、修業年限、昼夜 の別、修了時数又は単位数及び内訳 (講義、演習、実習等)、生徒総 定員・実員・留学生数・専任教員数・兼任教員数・総教員数、カリキュラム (授業方法・内容・授業計画)、成績評価の基準・方法、卒業・進級認 定基準、学修支援等、就職等の状況 (卒業者数、進学者数、就職者数、 主な就職、就職指導内容、学修成果)、中途退学の状況 (中退率、理 由、防止・支援策)、生徒納付金</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><様式以外で添付を求める資料> 実務家教員授業科目一覧表、同授業計画書 (シラバス)、設置者の理 事名簿、客観的指標による成績分布状況、経営要件を満たすことを示す 資料、設置学科等一覧</p> </div>			

確認：都道府県知事等

推薦：都道府県知事等、認定：文部科学大臣

学校評価ガイドライン

学校教育法の規定（学校教育法施行規則）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。（第189条で専修学校に準用）

「ガイドライン」（評価の項目例として以下を例示）

- ① 教育理念・目標・人材育成像（学校・学科の理念・目的・育成人材像、専門分野の特性、職業教育の特色、社会のニーズ等を踏まえた将来構想、生徒・学生・関係業界・保護者等への周知 等）
 - ② 学校運営（運営方針、運営組織・意思決定機能、諸規程の整備、コンプライアンス体制の整備、教育活動等に関する情報公開、業務の効率化 等）
 - ③ 教育活動（教育課程の編成・実施方針、教育到達レベル・学習時間の確保 等）
 - ④ 学修成果（就職率・資格取得率の向上、退学率の低減、卒業生・在校生の社会的な活躍・評価、卒業語のキャリア形成への効果把握・教育活動の改善 等）
 - ⑤ 学生支援（進路・就職支援体制、学生相談体制、経済的支援体制、健康管理・課題活動・生活環境支援、卒業生支援、高校・高等専修学校との連携 等）
 - ⑥ 教育環境（施設・設備、実習・インターンシップ等の教育体制、防災体制 等）
 - ⑦ 学生の受入れ募集（情報提供等の取組、学生募集活動、学生納付金等の妥当性等）
 - ⑧ 財務（中長期的な財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開 等）
 - ⑨ 法令等の遵守（法令・設置基準、個人情報保護、自己評価の実施・公開 等）
 - ⑩ 社会貢献・地域貢献（※）（教育資源・施設での社会貢献・地域貢献、ボランティア活動、公開講等）
 - ⑪ 国際交流（※）（留学生の受入れ・派遣、在籍管理、学習・生活指導 等）
- （※）は任意

情報提供ガイドライン

学校教育法の規定（学校教育法施行規則）

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。（第133条で専修学校に準用）

「ガイドライン」（提供する情報の項目例として以下を例示）

- ① 学校の概要、目標及び計画（教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動（防災・保健）等）
- ② 各学科（コース）等の教育（入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在學生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等）
- ③ 教職員（教職員数（職名別）、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性（職務上の実績））
- ④ キャリア教育・実践的職業教育（キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援）
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境（学校行事、部活動等の課外活動）
- ⑥ 学生の生活支援（学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援）
- ⑦ 学生納付金・就学支援（学生納付金、経済的支援措置の内容等）
- ⑧ 学校の財務（事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書）
- ⑨ 学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策）
- ⑩ 国際連携の状況（※）（留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況）
- ⑪ その他（※）（学則、学校運営の状況に関するその他の情報）

（※）は任意

- ◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

専修学校における学校評価・情報公開の状況

上段 下段
(H25→R02調査結果)

学校評価

自己評価

【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施》
66.7%
→ 90.3%

《公表》
22.2%
→ 79.3%

学校関係者評価

【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施》
24.9%
→ 73.9%

《公表》
8.1%
→ 67.4%

情報公開

情報公開

【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施》
19.7%
→ 75.8%

※ 平成25年5月1日、令和2年5月1日現在の数値
※ 出典：私立高等学校等実態調査

法令上の義務

職業実践専門課程の認定要件

委託事業における第三者評価の制度的導入の検証イメージ

【職業分野間の連携等に着目した学校評価の共通的枠組み整備に関する取組】

全国専門学校教育研究会

・・・職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組

- ・外部評価の比較検証
- ・外部評価を行うための人材育成（学内監査・審査員等）の支援
- ・学校運営における評価を実施するための基準
- ・全国展開の評価機関の指定・方法等の基準 等

※関係機関とも協力

実行可能性

役割分担・連携・意見交換

評価機関の質

私立専門学校等評価研究機構

・・・実践的職業教育における第三者評価機関の要件等の定義・相互協議体の構築

- ・実践的職業教育における第三者評価機関のあり方に関する調査・研究
- ・職業分野の評価機関モデルの設立と設立マニュアルの作成
- ・実践的職業教育における第三者評価機関の要件及び認証等のあり方についての提言のまとめ

※評価実施団体とも協力

成果物の収斂

機関紹介,照会
人材育成(監査・審査員)
相互評価コーディネート

ここでいう指定とは、標準的な評価項目・基準と特色をオーソライズすること

第三者評価機関が行う評価を指定する機能